

豊岡市告示第90号

豊岡市遠隔地訪問介護サービス提供支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

豊岡市長 門 間 雄 司

豊岡市遠隔地訪問介護サービス提供支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問介護サービス」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対して、事業者の運営する事業所（以下「事業所」という。）から遠隔地に在住するサービス利用者（以下「サービス利用者」という。）の訪問に係る経費の一部を補助することにより、市民が公平に訪問介護サービスを利用できることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、市内の事業者とする。

(補助要件及び補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業所から訪問するサービス利用者宅までの最も合理的と認められる通常の経路の距離が片道20kmを超える場合、事業者に1回につき1,700円を補助する。

2 事業所に戻らず、1日に複数のサービス利用者宅を訪問した場合は1回とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」。）は、豊岡市遠隔地訪問介護サービス提供支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に訪問介護サービスの提供を明らかにする書類を添えて、4月から9月までの請求分を10月15日までに、10月から翌年3月までの請求分を3月31日までに市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、豊岡市遠隔地訪問介護サービス提供支援事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第6条 交付決定を受けた補助対象者は、豊岡市遠隔地訪問介護サービス提供支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査のうえ、補助対象者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付決定が適当でないと市長が認めるとき。

（補助金の返還）

第8条 市長は前条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。